

研修用機器の使用等に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、焼津市立総合病院（以下「病院」という。）が所有する研修用機器（以下「機器」という。）の使用等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象機器)

第2条 この規程の対象となる機器は、別表1に掲げるとおりとする。

(使用者)

第3条 機器を使用できる者は、病院に勤務する職員及び病院以外の医療機関に属する医療従事者（以下「外部者」という。）とする。

(申込)

第4条 機器の使用を希望する者は、研修用機器使用許可申請書（様式1）により焼津市立総合病院 病院長（以下「病院長」という。）へ事前に申し込まなければならない。なお、病院職員についてはこの限りでない。

2 申込期間は、使用日の前3月から前1月までとする。

(許可)

第5条 病院長は、申込内容が適切であると判断した場合は、研修用機器使用許可書（様式2）により許可するものとする。

(使用時間)

第6条 外部者が機器等を使用できる時間は、年末年始を除く平日の9時から17時までとする。なお、病院長が認めた場合はこの限りでない。

(使用場所)

第7条 外部者が機器を使用する場所は、別表2で掲げるとおりとする。

(使用料)

第8条 機器の使用及び使用場所に関して、使用料は徴収しないものとする。

(使用方法)

第9条 機器を使用するにあたり、あらかじめ使用責任者を届け出なければならない。

2 使用責任者は、事前に機器の使用方法を理解・習熟していなければならない。なお、十分に理解していない場合は、習熟した指導者の下で使用しなければならない。

3 消耗品を使用した場合は、消耗品使用報告書（様式3）により所定の事項を記載し、報告するものとする。

4 機器に不具合があった場合または破損させてしまった場合は、研修用機器等故障報告書（様式4）により、すみやかに病院長へ報告しなければならない。

(遵守事項)

第10条 使用者は、以下の事項を遵守しなければならない。

- (1) 使用時間を守ること。
- (2) 使用場所で飲食しないこと。
- (3) 火気の使用をしないこと。
- (4) 機器の取り扱いは、各自が責任を持って行うこと。
- (5) 機器を許可なく改変しないこと。
- (6) 機器を破損、汚損または紛失しないこと。
- (7) 使用済みの医療材料等は、適切に廃棄すること。

- (8) 使用した消耗品の補充を行うこと。
- (9) 使用後は、整頓し使用前の状態に戻すこと。
- (10) 使用場所の消灯・空調の管理・戸締りを適切に行うこと。

(取消)

第 11 条 病院長は、第 5 条による許可をした後であっても、次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消すことができる。

- (1) 使用許可の目的に反したとき。
- (2) 前条に違反したとき。
- (3) 病院業務に支障があると判断したとき。
- (4) その他、病院長が判断したとき。

(点検)

第 12 条 機器の点検は、臨床工学科が定期的に行うものとする。

2 第 7 条 3 項により機器に不具合・破損等の報告があったときは、臨床工学科において確認するものとする。

3 必要に応じて、経理課用度担当へ修繕を依頼するものとする。

(毀損の措置)

第 13 条 使用者は、機器を破損、汚損又は紛失させたとき、これらが故意又は重大な過失によって生じた損害と認められるときは弁償しなければならない。

(その他)

第 14 条 この規程に定めたことのほか、病院長は、機器の適正な利用のために必要な措置を講ずることができる。

附 則 この規程は、平成 25 年 3 月 1 日から施行する。
この規程は、平成 28 年 2 月 1 日から施行する。

別表 1

対象機種	1 CVC穿刺挿入シミュレータⅡ 2 血管アクセス用超音波診断装置 3 ネオナブルーNRPシミュレーター 4 ALSスキルトレーナー ハートシム4000 5 シムマン エssenシャル 6 リトルアン 7 AEDトレーナ2 8 DAMシミュレータトレーニングモデルMW13 9 マーゲンシミュレータMS-1形 8 採血・静注シミュレータ シンジョーⅡ M50B 9 万能型成人実習モデルさくらⅡ 10 男性導尿モデルM78 11 吸引シミュレータQちゃんM85
------	--

別表 2

使用場所	1 C棟講義室 2 厚生研修棟会議室 3 その他病院長が認める場所
------	---